

(金融史パネル) 庶民金融の歴史的展開：近現代の東アジアにおける ROSCA の事例から

報告 3：中国の事例から
——現代中国の合会はなぜ講のままか——

陳玉雄 (麗澤大学)

合会(無尽講)は、参加者全員が掛金をして給付を受けてから解散する、期限付きのグループ金融である。本報告は、中国の国家哲学社会科学文献中心でダウンロードした論文などを活用し、1970年代後半の中国で復活した現代合会はなぜ講のままになっているかを検討する。

国家哲学社会科学文献中心の検索サイトで、合会に関するキーワードを検索した結果、重複を除き計 155 の文章がある。しかし、2003 年までのものはほとんど、研究よりも報道に近い。即ち、合会は、1970 年代後半に復活してから 30 年弱もほとんど研究されなかった。2004 年、胡必亮の「村落信頼と標会」の『経済研究』での発表をきっかけに、2010 年代半ばまでこれまでになかった多くの研究が発表された。それらの研究・議論は、地域で発生した事例を紹介し、政策を提案するものが多い。

現代合会は、最初に互助的なものが復活したが、営利的なものが中心となり、なかには投機的なものも少なくなかった。そのため、投機あるいは詐欺だと批判されている。また、合会は、依存する経済環境が変化した一方、銀行中心の金融システムが整備され、なくなってもおかしくない。しかし、なくなるどころか、特に浙江省温州市では場所を変えながら再現され、福建省福安県では復活、盛況、倒会(講崩れ)を繰り返してきた。

その中で、合会が庶民あるいは中小企業に果たす役割を認め、それに関する法律を制定すべきと主張する研究が次第に増えた。その際、参考になるのは台湾の法律だとされる。しかし、台湾における合会関係立法は、日本の影響が大きかった。日本では、多くの道府県が頼母子・無尽講取締規則を作ったが、法制化したのは、営業無尽が民間において多数創出された後である。その対象も、無尽会社である。

また、現代合会は、会首と会員の「単線的」な関係に依存し、無尽講の「団体的」組織構造に比べると、会社化しやすいと考えられる。にもかかわらず、日本では 1900 年頃以降営業無尽が多数創設されたが、現代合会はなかなか会社化できなかった。通説ではその原因が政府の規制にあるが、合会自身も経済状況の変化に対応できない。

会社に比べると、無尽講・合会は、団と期間性という 2 つの要素がある。日本では、江戸時代に期間を逸脱した講が現れ、担保・保証、講員資格の売買・譲渡など、経済状況の変化に伴う講の構造的な問題への対策が多く取られた。これらの対策は、無尽講の構造変化をもたらし、最終的に営業無尽につながったと考えられる。特に、講に剰余金を積立て、リスクに対応する大阪式無尽講は、遅くとも大正期にその仕組みが完成した。